

令和6年度第20回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和7年1月21日

担当部・課：教育委員会 学校教育課〔内線5028〕

① 件名	石巻市心身障害児就学指導委員会の名称変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 平成25年10月、文部科学省初等中等教育局長より、市町村に設置されている「就学指導委員会」について、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会（仮称）」といった名称とすることが適当である旨通知があったが、その判断は各市町村に委ねられていた。</p> <p>現在、心身に障害のある児童・生徒等の就学指導に関する調査及び審議については、石巻市心身障害児就学指導委員会で行っているが、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援はすでに行っており、同委員会及び石巻市特別支援教育推進委員会においても、名称の変更について意見が出された。</p> <p>【目的】 国の方針及び本市の現在の心身障害児への対応状況を鑑み、石巻市心身障害児就学指導委員会の名称を変更するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成25年10月 文部科学省初等中等教育局長通知 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」</p> <p>令和5年5月 石巻市特別支援教育推進委員会において意見聴取</p> <p>令和6年6月 石巻市心身障害児就学指導委員会において意見聴取</p> <p>12月 令和6年教育委員会第12回定例会において審議</p>
⑤ 主な内容	「石巻市心身障害児就学指導委員会」から「石巻市就学支援委員会」に名称を変更する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 本市の現在の心身障害児への対応に則した名称となり、国の方針との整合が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>東松島市 東松島市教育支援委員会（令和2年度改正）</p> <p>女川町 女川町心身障害児就学指導委員会（変更の予定なし）</p> <p>登米市 登米市障害児就学支援委員会（令和6年度9月議会議決）</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市心身障害児就学指導委員会条例の一部改正について提案（施行年月日：令和7年4月1日）</p> <p>3月 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正（施行年月日：令和7年4月1日）</p>
⑨ その他	

